

三重県港湾審議会議事録

令和7年12月11日（木）午後1時～

場所：橋北公民館研修室 A

《司会》

皆様、失礼いたします。私は本日の司会を務めさせていただきます港湾海岸課長の繁田と申します。どうかよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しいところを、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から、三重県港湾審議会を開催いたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて失礼いたします。

議事に入らせていただきます前に、本議会は「三重県港湾審議会 運営規定 第6条」に基づきまして、原則公開となっております。つきましては、今回の審議会についても公開いたしたいと存じますがいかがでしょうか。

《委員》

異議なし

《司会》

ありがとうございます。本審議会は公開で行わせていただきます。

まず、会議に先立って、お手元に配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。1枚目の「配布資料一覧表」をご覧ください。

- 1 番目が、三重県港湾審議会の議事次第
- 2 番目が、三重県港湾審議会条例
- 3 番目が、三重県港湾審議会運営規定
- 4 番目が、出席いただいている委員の皆様の名簿
- 5 番目が、座席の表
- 6 番目が、第2号議案資料 津松阪港 臨港地区の変更について
- 7 番目が、第3号議案資料 木本港 臨港地区の分区変更について
- 8 番目が、第4号議案資料 尾鷲港 港湾計画の軽易な変更について
これは、本冊と資料の2冊あります。
- 9 番目が、第5号議案資料、的矢港 臨港地区の変更報告について
- 10 番目が、説明資料として、パワーポイントの印刷資料
- 11 番目が、パンフレット「三重の港湾」になります。

配布させていただいております資料としては以上でございます。不足なものがございませ

たら、事務局までお申し出下さい。

よろしいでしょうか。

それでは、三重県港湾審議会開催にあたり、三重県を代表しまして、県土整備部長の藤井から、一言ご挨拶申し上げます。藤井部長よろしくお願いいたします。

《県土整備部長》

皆様こんにちは。ただいまご紹介頂きました、三重県の県土整備部で部長をさせていただいている藤井でございます。

本日は年末の大変お忙しい中、委員の皆様方におかれましては港湾審議会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。

また、平素は三重県の県土整備部の行政、とりわけ港湾行政の推進にあたりまして、並々ならぬご支援、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

本日は会長をご選出いただいた後に、諮問事項3件、報告事項1件について、審議等いただくことになっております。三重県の港湾行政の改善、より一層の発展に向けて忌憚のないご意見等を積極的に頂ければ、幸いです。本日はご審議をよろしくお願いいたします。

《司会》

ありがとうございました。引き続き、委員の方々をご紹介させていただきます。お手元の資料番号の5番目にある「座席表」に従いまして、大変僭越でございますが、私のほうから、各委員の所属及びお名前を紹介させていただきます。座席順により照会させていただきます。

公益社団法人、日本港湾協会、理事長の大脇崇委員でございます。

三重大学、人文学部、教授の朝日幸代委員でございます。

三重大学、大学院、生物資源学研究科、教授の葛葉泰久委員でございます。

三重大学、大学院、生物資源学研究科、准教授の宮崎多恵子委員でございます。

愛知淑徳大学、人間情報学部、教授の森博子委員は、所用により欠席されています。

三重県議会、議長の服部富男委員でございます。

三重県議会、防災県土整備企業常任委員会副委員長の荊原広樹委員でございます。

津市長、前葉泰幸臨時委員の代理で出席いただいております、

津市建設部長の後藤誠様でございます。

三重県漁業協同組合連合会、常務理事の植地基方委員でございます。

日本トランスシティ株式会社、取締役の小川謙委員でございます。

三重海運株式会社、代表取締役社長の橋本正人委員でございます。

財務省、名古屋税関長、奈良井功委員の代理で出席いただいております、

四日市税関支署次長の伊藤太一様でございます。

国土交通省、中部運輸局長、中村広樹委員の代理で出席いただいております、
三重運輸支局次長の渡辺孝行様でございます。

国土交通省、中部地方整備局長、森本輝委員の代理で出席いただいております、
四日市港湾事務所長の山口孝昭様でございます。

海上保安庁、第四管区海上保安本部長、澤井幸保委員の代理で出席いただいております、
第四管区海上保安本部、企画調整官の安光良博様でございます。

尾鷲市長、加藤千速臨時委員は、所用により欠席されています。

以上、三重県港湾審議会委員の皆様方をご紹介させて頂きました。本日はどうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会では、三重県港湾審議会条例第6条第1項の規定に基づき、会長が、議長を務め
ていただくことになっております。しかしながら、本日は委員選任後初めての審議会でござ
いますので、会長がまだ決まっておられません。そこで、第1号議案の会長の選出については、
事務局にて進行させていただこうと思っておりますがよろしいでしょうか。

《委員》

異議なし

《司会》

異議なしの声を頂きましたので、第1号議案の会長の選出については、事務局のほうで進
めさせていただきます。

《事務局》

会長の選出について、事務局案として、港湾行政にも長年携わった経験をもち、現在も日
本港湾協会で活躍されている大脇委員を会長としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

《委員》

異議なし

《事務局》

異議なしの声がありましたので、大脇委員に会長をお願いいたします。大脇委員、議長
席にご移動願います。

それでは、大脇会長、よろしくをお願いいたします。

《会長》

改めまして、大脇でございます。ご了承をいただきましたので、僭越ながら、会長を務めさせていただきます。条例に従いまして、本日の会議の議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ご案内のとおり、港湾は人流、物流の結節点でございます。地域の経済を支えるとともに人々の交流、災害等に対する安全、安心などに貢献する重要な社会インフラでございます。このため、社会状況の変化に対応した港づくりを的確に進めていく必要がございます。

三重県港湾審議会はこうした港湾の適正かつ円滑な開発、利用、保全、及び管理を図る目的で設置されております。委員の皆様、港湾に関係する皆様方には、大変ご尽力いただいていることと存じますけれども、三重県の港湾が更なる発展を遂げるため、引き続き、ご指導、ご助力をお願い申し上げたいと思います。

本日の諮問内容につきましては、後ほど事務局から詳しい説明があろうかと思っておりますけれども、私は委員の皆様のご協力を受けまして、この職責を果たして参りたいと思っておりますので、本日諮問されている案件につきましてご審議をよろしく申し上げます。

それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、本日の審議会の議事録にかかる署名者を二人、議長が指名することになっておりますので、葛葉委員、宮崎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、港湾管理者から当審議会に対しまして、臨港地区・分区の変更、港湾計画の軽易な変更の諮問書が提出されておりますことを、ここにご報告いたします。

続きまして、本日の審議会の委員の出席者数について、事務局より報告をお願いします。

《事務局》

報告させていただきます。委員の出席者数につきまして、ご報告申し上げます。本日の出席者は委員総数16名のうち、代理出席を含む14名のご出席をいただいております。

《会長》

ありがとうございました。お聞き及びのとおり、14名の委員にご出席いただいておりますので、三重県港湾審議会条例第6条第2項の規定により、本会議は有効に成立しているということをご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります。港湾管理者から、当審議会に対して諮問がありました審議案件と事項書にごございます報告事項について、事務局より説明をしていただいた上で、一括して審議を行いたいと思います。それでは事務局からのご説明をよろしくお願いいたします。

《事務局》

事務局の三重県庁港湾海岸課の別保と申します。よろしくお願ひいたします。お手元の三重県港湾審議会説明資料にて説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の各議案資料では、第2号議案から、第5号議案まで各々別冊で資料をご用意していますが、こちらの資料により、まとめて説明いたします。お手元の資料については、適宜、ご参照いただければ幸いです。

資料の2ページ目をご覧ください。具体的な、審議に入る前に、三重県港湾審議会について説明いたします。

港湾審議会は、港湾法第35条の2、及び三重県港湾審議会条例にて定められる諮問機関であり、港湾管理者の諮問に応じて、管理する港湾の重要事項を調査・審議するものです。三重県港湾審議会条例では、①港湾計画に関すること、②港湾環境整備負担金に関すること、③港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項に関することを知事の諮問に応じて調査審議するものと定められています。

今回ご審議いただく議案のうち、臨港地区・分区の変更については、臨港地区をはじめとして、私権の制限に関する区域の変更を行う案件となりますので、③「港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項に関すること」に該当するものになります。

なお、三重県港湾審議会の構成は配布資料の名簿に記載のとおりですが、学識経験者5名、港湾関係者3名、県議会議員2名、関係行政機関4名の計14名です。また、重要港湾である津松阪港、尾鷲港にかかわる審議にあたる場合、対象地の市長を臨時委員として任命することとなります。

資料の3ページ目をご覧ください。それでは、今回の港湾審議会の議案について説明に入らせていただきます。

諮問事項では、

1. 臨港地区及び分区の変更として、
第2号議案“津松阪港臨港地区の変更”と、
第3号議案“木本港臨港地区の分区の変更”を、
2. 港湾計画の変更として、
第4号議案“尾鷲港港湾計画の軽易な変更”を、

報告事項では、

3. 臨港地区及び分区の変更として、
第5号議案“的矢港臨港地区の変更報告”を説明いたします。

それでは、「1. 臨港地区及び分区の変更」を太田から説明させていただきます。太田と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

資料の4ページ目をご覧ください。まず、具体的な審議内容の説明に入る前に、臨港地区等、港湾法における港の範囲について簡単にご説明いたします。

左下のポンチ絵をご覧ください。港湾管理者が管理する範囲にはいわゆる港の水域の部分になる港湾区域と、陸域の部分の臨港地区があります。なお、臨港地区内には分区が定められており、右下表にありますように、分区の区分によって建てられる施設の規制をしています。

また、ポンチ絵の朱色の白抜きされている個所、港湾隣接地域は、今回の議案にはございませんが、主に港湾区域（水域）との水際線に整備されている護岸や防潮堤といった施設に影響があるような工事などを規制する陸域のことで、港湾区域（水域）に隣接する100m以内の必要最小限の範囲で指定するものです。

それでは、第2号議案「津松阪港臨港地区の変更」についての説明に入らせて頂きます。資料の6ページ目になります。まず、津松阪港の概要についてご説明します。

今回の議案にある津松阪港新堀地区は、伊勢湾西海岸中央部に位置し、津市の中心を流れる岩田川の河口部の左岸側を掘り込み式で築かれ、江戸時代から利用されています。新堀地区は、現在は、主に漁業に利用されています。

資料の7ページになります。新堀地区北の埋立の概要についての説明になります。当該物揚場は昭和33年に整備され、60年以上が経過しており、施設の老朽化が著しく、対策が必要となっていました。当該施設は、漁業に従事する小型漁船、漁業取締船「はやたか」の基地、警察警備艇等に利用されており、近隣には代替施設が無いことから優先的に対策に着手する必要がありました。

物揚場修繕のために再整備するのは工事費が大きくなるため、現在の物揚場から海側へ約1m前出しして新たな物揚場を整備することとしました。

続いて8ページになります。新堀地区南の埋立概要の説明になります。点検や整備の際に船の引き揚げを目的として昭和52年に埋立を開始し、昭和57年に完成したもので、臨港地区指定面積は約0.07haとなります。

続いて9ページになります。新堀地区臨港地区指定計画図案になります。新堀地区北と新堀地区南のそれぞれの位置関係はご覧のとおりとなります。なお、それぞれの臨港地区の分区は漁港区に位置付ける計画です。

続いて10ページになります。変更内容の説明になります。これは変更を行った場合の、臨港地区及び分区の面積変化をまとめたものです。

新堀地区北は0.01haと新堀地区南の0.07haを合わせて、0.08haとなりますが、四捨五

入して 0.1ha となります。

津松阪港の臨港地区は、現在 276ha ですが、0.1ha が追加され、合計 276.1ha となります。

また、新たに追加する地域は、分区としては、漁港区と位置付けるので、現在の漁港区 1.4ha に 0.1ha が追加され、合計 1.5ha となります。

続いて 11 ページになります。第 2 号議案の今後の予定を説明します。今回の臨港地区変更の区域は都市計画区域に位置することから、臨港地区の変更にあたっては、都市計画法の規定に基づき手続きを進めることとなります。

このため、本日の港湾審議会でご了承頂ければ、その後、都市計画案の縦覧や県都市計画審議会等の必要な手続きを経て、変更に係る臨港地区の告示をされることとなります。

第 2 号議案についての説明はこれで終わりになります。続いて、第 3 号議案「木本港臨港地区の分区変更」についての説明に入らせていただきます。

資料の 13 ページをご覧ください。まず、木本港の概要について説明します。木本港は、三重県の南部の熊野市に位置します。七里御浜の木本地区は、かつて奥熊野代官所が置かれ、地域行政の中心でした。木本港は、ユネスコの世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部である七里御浜や鬼ヶ城と隣接、または一部となっており、熊野古道松本峠からは、木本港付近の美しい七里御浜が眺望できます。また、夏には熊野大花火大会が開催され、例年 15 万人以上の集客が見込まれ、熊野市の観光資源として極めて重要な地域であります。

続いて 14 ページになります。熊野市の要望について説明します。現在、熊野市における課題の一つとして、熊野古道、花の窟、鬼ヶ城などの世界遺産をはじめとして、海、山、川の豊富で魅力的な多くの観光資源を有しているものの、通過型の観光客の割合が高くなっています。

そこで、熊野市では「第 2 次熊野市総合計画（後期基本計画）」などにおいて、観光客受け入れの環境整備に積極的に取り組むことを計画しています。

具体的な取組としては、「鬼ヶ城」に隣接する「木本港」エリアにおける民間事業者による宿泊施設の建設計画について、熊野市として開発・支援に取り組んでいくとしています。

そこで、熊野市からは、眺望のよい当該地区に宿泊施設を誘致したいが、現在の分区（漁港区）では宿泊施設は建設できないので、漁港区の一部、約 3,000m² を無分区としていただきたいと要望を受けました。なお、太い青枠の箇所が、ホテルの建設計画となります。

続いて 15 ページになります。熊野市からの要望を踏まえて、港湾管理者としての考えを説明します。

まずは、当地区における無分区化を行うことで、「港湾の都市的利用」が期待できます。木本港の当該地区は、近年において漁港としての利用が低迷しており、未利用地の有効活用などが期待できます。また、滞在型観光への転換により、観光漁業への転換など木本港の活性化に寄与することも期待できます。

次に、当地区を無分区化することに「地元の同意」が得られています。熊野市はこれまでに数回にわたり熊野漁業協同組合に説明を行い、市の活性化に寄与するものとして組合理事全員の賛成を得ています。また、熊野市によると、宿泊建設業者は、無分区化する区域の大半を占める民地の地権者の同意を得ております。

さらに、熊野市の計画では、富裕者層向けのリゾートホテル誘致を意図しており、現在の宿泊業者との競合は考えられないとのことであります。

こうした整理を踏まえて、港湾管理者である県としては、木本港の漁港区の一部を無分区化する方針で対応したいと考えました。

続いて16ページになります。分区の変更について説明させていただきます。

左図が、現在の漁港区の様子です。漁港区の中に、白点線の民地が見えます。また、黄色の太線が市道になります。

右図が、変更後の分区になります。太い青色が無分区になります。無分区中にある市道については、臨港道路に変更する予定です。

なお、環境保全等のための各種規制については、特段問題がなく、今後、所管部局において、宿泊施設建設に伴う許認可等の手続きを適正に指導監督することとなっています。

続いて17ページになります。分区指定計画図案について説明します。黄色で塗られている地区約0.3haが無分区となります。分区としては、現在の漁港区2.4haから0.3haが削減されるので、合計2.1haとなります。

続いて18ページになります。変更内容のまとめと今後のスケジュールとなります。これは、変更を行った場合の分区の面積の変化をまとめたものです。また、分区の変更のスケジュールですが、港湾法第39条に基づき行うもので、港湾審議会の後に、告示を行うことになっております。

第3号議案についての説明はこれで終わりになります。次に諮問事項3、第4号議案「尾鷲港港湾計画の軽易な変更」についての説明に入らせていただきます。

資料20ページをご覧ください。尾鷲港の概要について説明します。今回の諮問にある尾鷲港は三重県東紀州地域に位置し、リアス式海岸による天然の良港として発展した重要港湾です。背後に大台ヶ原を中心とする森林地帯があり、前面には国有数の漁場を有しており、

古くから林業及び漁業活動が活発に行われています。

続いて21ページになります。変更内容について説明します。尾鷲港のこの丸印の箇所「林町地区」の、現行港湾計画において旅客船埠頭計画の位置付けがある小型栈橋を廃止し、新たに小型船だまり計画に位置付けるという変更になります。

続いて22ページになります。計画変更の対象となる林町地区の浮栈橋について説明します。左側の図は、尾鷲港とその周辺の地図になります。尾鷲港の対岸に位置する須賀利魚港との間には、大正時代より、定期船が運航されていました。

今回の変更対象となる浮栈橋は、昭和56年に製造され、長らくこの定期航路の尾鷲港側の発着場所として利用されていましたが、道路交通の発展により、定期航路の利用者が減少し、平成24年に廃止され、以降は、近隣に立地する水産事業者の漁船の準備や休憩などに利用されるようになりました。しかし、令和4年の定期点検結果で、老朽化により継続利用が困難であると報告を受け廃止することし、現利用者にその旨を話したところ、自社により新たな浮栈橋を同水域に設置したいという旨の申し出を受け、今回の変更となりました。

続いて23ページになります。丸印の浮栈橋が今回の計画変更の対象となります。

続いて24ページになります。今後の予定ですが、本日の港湾審議会でご了承頂ければ、すみやかに変更した計画を三重県の広報へ掲載し、国土交通大臣へ計画書を送付いたします。港湾計画の変更後には、漁業者側の浮栈橋製造を進め、新たな浮栈橋が設置される予定と聞いております。

第4号議案についての説明はこれで終わりになります。最後に、報告事項となります第5号議案「的矢港臨港地区の変更報告」についての説明に入らせていただきます。

なお、第2号議案と異なり、報告となっているのは、埋立竣功後、さまざまな理由により臨港地区指定に至っていない案件について、臨港地区指定後に事後報告をすることについて、平成25年の港湾審議会です承をいただいていることによる措置となります。なお、この措置は、都市計画区域外の港湾法による臨港地区指定する案件のみの取扱となっています。

資料26ページをご覧ください。まず、的矢港の概要について説明します。複雑なリアス式海岸を有する志摩半島の中央部に位置する的矢港では、カキ・海苔養殖を主とする漁業が行われています。周辺にはテーマパークやグランピング施設、海女小屋体験ができる施設などが立地しており、水産業と観光産業が盛んです。

続いて27ページになります。埋立概要について説明します。まず、港湾整備の経緯ですが、畦蛸地区では漁獲物の陸揚、出漁の準備、漁船の休憩等を行っていますが、本格的な港湾施設がないことから突堤や砂浜を利用して、これらの作業を実施していました。

このため、準備作業や水揚作業の非効率性や漁船休憩時の危険性等に問題点が顕在化しており、適正な漁業活動に支障をきたしており、利用者からは早急な港湾施設の整備が要請されていたため、平成5年から埋立開始を行い、平成12年に公共埠頭用地が整備されました。

続いて28ページになります。臨港地区指定までの経緯ですが、記載のとおりとなっております。平成27年度に関係市町への意見聴取を行い、令和4年に住民説明会を行い、令和5年に公告及び縦覧を行って分区の指定を行いました。

続いて29ページになります。的矢港（畔蛸地区）臨港地区指定図となります。赤色で塗られている箇所が臨港地区として指定されました。また、分区としては、漁港区に指定されました。

続いて30ページになります。変更内容を説明します。変更を行った後の、臨港地区及び分区の面積変化をまとめました。的矢港の臨港地区は、当初0haですが、1.7haが追加され、合計1.7haとなります。また、分区としては、漁港区と位置付けるので、現在の漁港区0haに1.7haが追加され、合計1.7haとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

《会長》

ありがとうございました。ただいま説明のありました案件について審議に入らせて頂きたいと思っております。まず、本日欠席されている委員の方から事前に言付かった意見等、ございますか。

《事務局》

頂いている意見はございません。

《会長》

分かりました。それでは、本日までご出席いただいております委員のご意見、あるいはご質問を伺いたいと思っております。どなたからでも結構ですので、何かございましたらよろしくお願ひします。

《委員（三重県議会 服部議長）》

はい、議長すみません。

《会長》

どうぞお願いします。

《委員（三重県議会 服部議長）》

第3号議案の木本港の分区の件なのですが、熊野市の中で、リゾートホテルの誘致を意図しているということが説明の中にあるんですけども、熊野市としては、計画的に進んでいることが現実的にあるのかどうか確認したいんですけども、いかがでしょうか。

《会長》

事務局の方いかがでしょうか。

《事務局》

港湾海岸課の林といいます。熊野市の方では、今マスタープラン等の方でこの位置を位置づけるところをごさいますて、具体的なこのホテルとのやり取りっていうのは私どもも把握していないところをごさいます。

《委員（三重県議会 服部議長）》

そうすると、まだマスタープランの中で入れてあるだけで、進んではないということですね。分かりました。ありがとうございます。結構です。

《会長》

他にご意見、ご質問あればいかがでしょうか。

いずれも臨港地区の変更の関係、あるいは分区の変更、それから尾鷲港は軽易な変更ということをごさいますけれども、何かご質問、あるいはご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、せっかくの機会をごさいますので、どうぞ。よろしいでございますか。

それでは、本日、港湾管理者から諮問をされております事項に対する答申について、一括して1号議案、2号議案、3号議案、4号議案、それから報告事項もごさいますけれども、これらにつきましての答申につきまして、お別れしたいと思いますのですが、よろしいでございますでしょうか。

はい、それではご意見がないようでごさいますので、今回事務局から諮問がありました審議案件につきまして、今ご説明いただきましたが、原案のとおり承認するというにいた

したいと思いますが、よろしいでございますでしょうか。

《委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございます。ご異議がないようですので、この案を本審議会の意見として答申をしたいと思いますので、ご了承いただきたいと存じます。

なお、本日ご審議いただきました案件の答申書の作成、及び港湾管理者への提出等につきましては、僭越ではございますが、私にご一任いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の審議につきましては、これもちまして終了とさせていただきます。皆様方のご協力によりまして滞りなく進行することができました。どうもありがとうございました。それでは、事務局にお返ししたいと思います。

《事務局》

大脇会長様、ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、諮問案をご承認いただきまして、誠にありがとうございました。以上、これもちまして、三重県港湾審議会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。